

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会
会長 森 口 佳 樹

大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に係る大阪府への
個人情報の提供について（答申）

令和4年7月1日付け諮問第2号で諮問のありましたみだしの件について、下記のとおり
答申します。

記

1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号。以下「保護条例」という。）第
9条第1項第6号の規定に基づく本件諮問の内容を承認する。なお、「4 附帯意見」を
付している。

2 実施機関の諮問の概要

(1) 個人情報の内容及び外部提供の必要性について

原油等の原材料価格等の高騰の影響が広く府民に及んでいる中、子育て世帯に、文房
具、書籍、おむつ、生理用品等の子どもが生活する上で特有の負担が生じている状況で
あることから、大阪府内在住の全ての子どもを対象に、ギフトカード等の交付を行う大
阪府子ども教育・生活支援事業が、大阪府において実施される。

住民基本台帳の情報を実施主体である大阪府に提供し、大阪府が交付の手続を行うこ
とにより、和泉市での予算措置が不要となることから迅速なギフトカード等の交付が可
能となり、また基準日を設定の上、実施主体である大阪府が府内自治体の交付対象者の
情報を集約することで、府内転居による重複交付の回避等を含め、適正に交付を行うこ
とが可能となる。

このことから、実施機関において取り扱う次の個人情報を大阪府に外部提供する必要
がある。

ア 令和4年6月30日（基準日）において、和泉市の住民基本台帳に登録のある者の
うち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者の氏名（漢字、かな、外国籍の方につい
ては通称名、外国語表記氏名）、生年月日、住所、世帯主氏名（漢字、かな、外国籍の
方については通称名、外国語表記氏名）、特記事項

イ 令和5年2月28日までに和泉市において出生届が提出された者の氏名（漢字、か
な、外国籍の方については通称名、外国語表記氏名）、生年月日、住所、世帯主氏名

(漢字、かな、外国籍の方については通称名、外国語表記氏名)、特記事項

(2) 個人情報の保護措置について

大阪府に個人情報を提供するに当たり、和泉市から大阪府に対して、以下の内容を求める文書を発出する。

- ・個人情報の保管場所及び保管責任者を定めること。
- ・個人情報を目的外に利用しない等、適正な管理を行うこと。
- ・事業終了後は、直ちに個人情報を廃棄すること。

また、個人情報の提供の際には、CSVデータを暗号化圧縮し、DVD又はCD-Rにて受渡しを行う。

(3) 諮問の必要性について

個人情報取扱事務の目的以外に、個人情報を実施機関以外である大阪府に提供することになることから、実施機関は、保護条例第9条第1項第6号の規定により、審査会に諮問する。

3 審査会の判断

保護条例第9条第1項は、個人情報の利用又は提供に一定の制限を定めたものである。ただし、審査会が公益上特に必要であると認めた場合にも本人以外からの個人情報の収集、目的以外での利用や外部への提供を認めている。

今般提供する個人情報は、ギフトカード等を交付する事務遂行上、必要最低限の情報であり、また提供先である大阪府において条例に基づく適切な管理が期待される。

新型コロナウイルス感染症及び原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響により子育て世帯の経済的負担が増大している中で、その負担を軽減することは喫緊の課題であるところ、実施機関で保有する個人情報を大阪府に提供することで、迅速かつ適正にギフトカード等の交付が可能となることから、当該提供は公益上特に必要であると認められる。

4 附帯意見

本事業は個人情報の授受を外部記録媒体により行うため、授受を行うに当たり当該外部記録媒体の紛失等のリスクがあり、現に他の地方公共団体において、個人情報を格納した外部記録媒体を一時紛失したことにより、大量の個人情報が漏洩リスクにさらされた事案が発生している。

したがって、そのような外部記録媒体の紛失等が生じないよう、DVD又はCD-Rの提供に当たっては複数人で管理するなど対応策を講じることとすべきである。

(参考) 審査会の処理経過

日付	内容
令和4年7月1日	諮問書の受理 審査会招集及び審議 ・子育て支援室からの説明 ・質疑応答
令和4年7月7日	実施機関へ答申